

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示

制定：令和 2年 5月13日厚生労働省告示第212号

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示

令和 2年 5月13日厚生労働省告示第212号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第三項、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第十一号、第百六条第一項第八号及び同条第二項第三号、第百七条第十号並びに第百八条第七号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第十二号、第九十六条第一項第八号及び同条第二項第三号、第九十七条第十号並びに第九十八条第五号、国民健康保険法施行規則（昭和三十二年厚生省令第五十三号）第二十七条の十二第十一号並びに第二十七条の十五第一項第八号及び同条第二項第五号、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号並びに訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第一条第八号の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年五月十三日 厚生労働大臣 加藤 勝信

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示

（社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正）

第一条 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
一～十一 (略)	一～十一 (略)
十二 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金</u>	十二 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十五条第一項の規定による必要な調査に</u> 連して実施された検査のうち、新型コロナウ

額に対する給付を含む。)であって、厚生労働省保険局長が定めるもの	ウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付
(削る)	十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
十三・十四 (略)	十四・十五 (略)

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部改正)

第二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭和五十二年厚生省告示第二百四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一～十一 (略)	一～十一 (略)
十二 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u> であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であって、厚生労働省保険局長が定めるもの	十二 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・</u>

	定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付
(削る)	十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
十三・十四 (略)	十四・十五 (略)

(健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第三条 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一～十二 (略)	一～十二 (略)
十三 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。）であって、厚生労働省保険局長が定めるもの</u>	十三 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症（同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</u>
(削る)	十四 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長

	及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
十四・十五 (略)	十五・十六 (略)

(健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第四条 健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第百五十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一～十三 (略)	一～十三 (略)
十四 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)</u> に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であって、厚生労働省保険局長が定めるもの	十四 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u> の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付
(削る)	十五 <u>令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医</u>

	療費の支給
十五・十六 (略)	十六・十七 (略)

(健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第五条 健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一～十一 (略)	一～十一 (略)
十二 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。）であって、厚生労働省保険局長が定めるもの</u>	十二 <u>令和二年四月三十日医発○四三〇第五号・健発○四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</u>
十三・十四 (略)	十三・十四 (略)

(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第六条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百四十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一～十 (略)	一～十 (略)
十一 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保</u>	十一 <u>令和二年四月三十日医発○四三〇第五号・健発○四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染</u>

健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であって、厚生労働省保険局長が定めるもの	症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
十二・十三 (略)	十二・十三 (略)

(国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第七条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十九年厚生労働省告示第三十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一～十二 (略)	一～十二 (略)
十三 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であって、厚生労働省保険局長が定めるもの</u>	十三 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</u>
(削る)	十四 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医

	療費の支給
--	-------

(国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第八条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一～十 (略)	一～十 (略)
十一 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。）であって、厚生労働省保険局長が定めるもの</u>	十一 <u>令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</u>

(国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第九条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一～十一 (略)	一～十一 (略)
十二 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査</u>	十二 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十五条第一項の規定による必要な調査に関</u>

<p>に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。) であって、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>	<p>連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症（同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</p>
<p>(削る)</p>	<p>十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</p>
